

二地域居住等関連施策一覧(国土交通省関係)

主な区分	施策名	施策内容等	予算額(百万円)			担当局
			R7当初	R6当初	R6補正	
情報提供	特定居住支援法人による取組の推進	二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。	10	—	—	国土交通省 国土政策局
	二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装	二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。	10	—	300	国土交通省 国土政策局
	全国二地域居住等促進官民プラットフォーム構築対策	官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進官民プラットフォームの構築を支援する。	—	—	100	国土交通省 国土政策局
住まい	フラット35	民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンを支援。 ※取得者が自ら利用するセカンドハウスを取得する場合にも利用可能	—	—	—	国土交通省住宅局
	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援。 ※従前や従後の建築物の形態が非住宅である場合を含む。	5,900	5,900	—	国土交通省住宅局
	全国版空き家・空き地バンク	各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるよう構築(2社)	—	—	—	国土交通省不動産・建設経済局
テレワーク	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	立地適正化計画を策定した市町村が、二地域居住等を促進する区域を設定した場合等に、居住誘導区域・都市機能誘導区域内等に整備するコワーキングスペース等に対して支援。	59	30	—	国土交通省都市局
	都市構造再編集中支援事業	地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。	70,200の内数	70,068の内数	8,353の内数	国土交通省都市局
	テレワーク人口実態調査	テレワークの普及促進を図るため、テレワーク人口やテレワーカーの地域性等を把握・公表。	10	10	—	国土交通省都市局
観光	新たな交流市場・観光資源の創出事業	「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」を、「人と地域の関係人口化」および「企業と地域の関係人口化」のそれぞれの視点から取り組み、旅の潜在需要を顕在化させ交流需要の拡大を図る。	376の内数	615の内数	—	国土交通省観光庁
地域交通	「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト	喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、 ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援 ・「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進	20,905の内数	—	32,600の内数	国土交通省 総合政策局

- 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年5月）の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024（抜粋）

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

（令和7年度予算：10百万円）

- ・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

（令和6年度補正予算：300百万円・令和7年度予算：10百万円）

- ・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

（令和6年度補正予算：100百万円）

- ・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。

○二地域居住等の促進にあたっては、二地域居住等に伴う交通費、滞在費等の諸費用への支援、地域交通、医療・福祉、子育て・教育等の地域における生活環境の整備、二地域居住先での納税や住民票等の地域への関わりの環境整備などが、今後の更なる課題となっており、中長期的な検討が必要である。

○中長期的な課題の解決に向けた実証的なモデル事業をハード・ソフト一体的に実施し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を図る。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。

【支援対象例】

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の制度面・手続き面の課題に対する実証や環境整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要システム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額（※上限額は2000万円）

・実証実施に要する経費

1 / 2

※事業が複数年度にわたる場合も事業実施可能

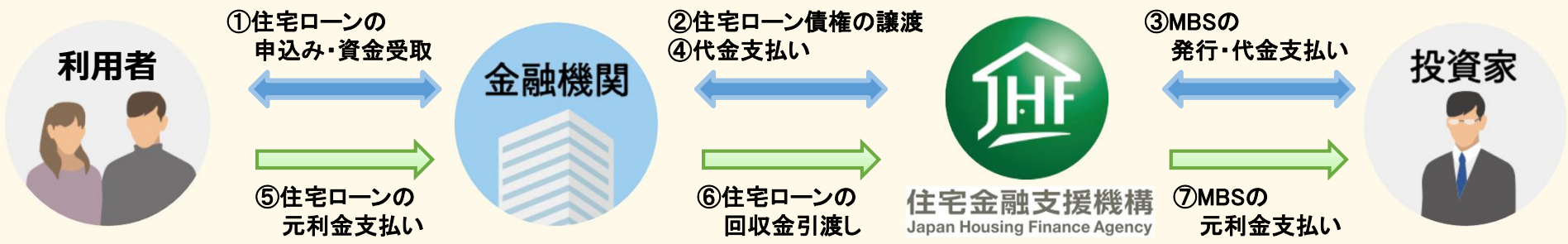
【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

制度の概要

- 民間金融機関が提供した住宅ローンを住宅金融支援機構が買い取ることで、国民に根強い需要のある「全期間固定金利の住宅ローン(フラット35)」の普及を支援。
- 住宅金融支援機構は、自らが発行する債券(MBS)によって投資家から買取資金を調達することで、国費によらない自主的な財源確保を実現(住宅ローンの証券化)。
- さらに、省エネ性・耐震性などの質の高い住宅を対象とした住宅ローン(フラット35S)や、子育て支援や空き家活用などの地方公共団体の施策と連携した住宅ローン(フラット35地域連携型)については、金利の引下げを実施。



●フラット35の融資要件

資金使途	住宅の建設資金(新築)又は購入資金(新築・既存) ※セカンドハウスにも利用可能	返済期間	15年以上 35年以内
融資対象となる住宅	・床面積: 一戸建て住宅 70㎡以上、マンション 30㎡以上 ・住宅の省エネ性能や耐火性能等について、機構が定める技術基準に適合	金利	全期間固定 (R7.4金利:1.94%)

●フラット35S等による金利引下げ

フラット35S (「省エネ性」、「耐震性」、「バリアフリー性」、「耐久性・可変性」のいずれかの性能が優れた住宅)			フラット35地域連携型 (地方公共団体による補助を受けている住宅)		フラット35 維持保全型 (維持保全に配慮した住宅)	フラット35 子育てプラス (子育て世帯等の支援)	フラット35 中古プラス (既存住宅の品質確保・流通促進)
性能が優れた住宅 (Bプラン)	性能が特に優れた住宅 (Aプラン)	性能が極めて優れた住宅 (ZEH) ※省エネ性のみ	UIターン支援、地域産材利用 など	子育て支援、空き家活用	管理計画認定マンションなど	こどもの人数等に 応じた支援	品質が確保された 既存住宅への支援
当初5年間 ▲0.25%	当初5年間 ▲0.50%	当初5年間 ▲0.75%	当初5年間 ▲0.25%	当初5年間 ▲0.50%	当初5年間 ▲0.25%	当初5年間 ▲0.50% ※こども2人の場合	当初5年間 ▲0.25%

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

目的・概要

- 空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体毎に各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、**自治体を横断して簡単に検索**できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。
- 公募により選定した**2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】**が平成29年10月からの試行運用を経て、**平成30年4月から本格運用**を開始。

株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

アットホーム株式会社

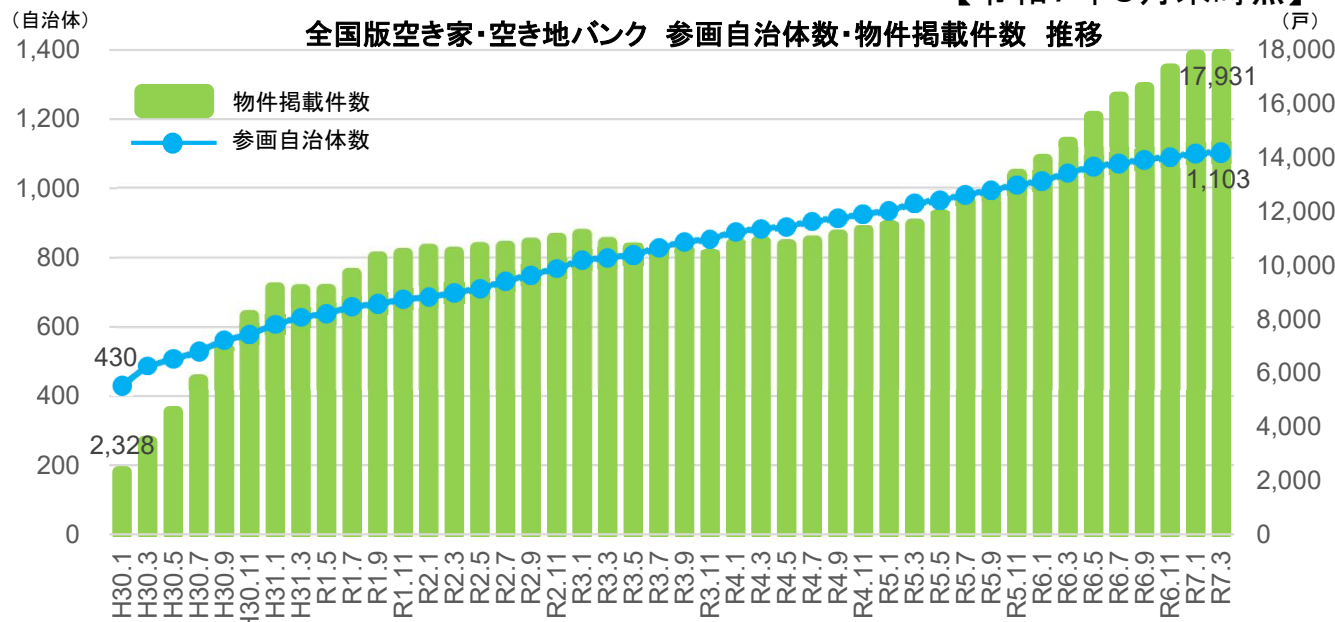


URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

運用開始後の効果

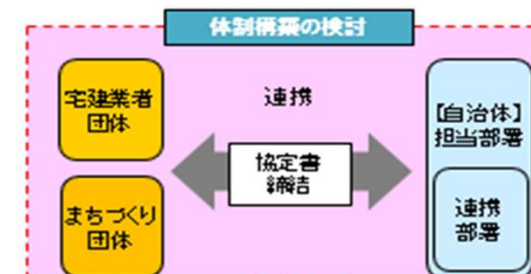
- 47都道府県含めた1,788自治体のうち、「全国版空き家・空き地バンク」の**参画自治体数は1,103自治体(参画率62%)**、物件掲載件数は17,931件。
※掲載件数は2社合算
- 自治体へのアンケート調査等によると、これまで**約20,900件の物件が成約済**。

【令和7年3月末時点】



空き家・空き地バンク導入のポイント集

- 空き家・空き地バンクの未設置自治体を対象に「**空き家・空き地バンク導入のポイント集**」を令和4年6月に公表。空き家・空き地バンクの設置や「全国版空き家・空き地バンク」への参加を促進。
- 空き家・空き地バンクの設置・運営に必要な自治体内における体制構築等のポイントを解説。**先行自治体の事例**(要綱等)も掲載。



URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

○テレワークが普及し、ウィズコロナ・ポストコロナに向け、場所にとらわれない働き方が定着しつつある中、新しい働き方・住まい方に対応したテレワーク拠点等を整備し、職住が近接・一体となった柔軟な働き方等に対応したまちづくりを推進する。また、テレワークの普及促進を図るため、テレワーク人口実態調査を実施し、テレワーク人口やテレワーカーの地域性等を把握・公表している。

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

【令和7年度当初予算】 59百万円

【事業概要】

立地適正化計画を策定した市町村が、二地域居住等を促進する区域を設定した場合等に、使われなくなった公共公益施設を活用したコワーキングスペース等の整備及び移住・二地域居住に資するソフト事業への支援を行う。

- 対象施設：テレワーク拠点施設
(コワーキングスペース等)
- 整備手法：改修（使われなくなった公共公益施設に限る）
- 交付対象：市町村・法人
- 交付率：市町村 1 / 2
法人 1 / 3
(市町村が補助対象事業へ補助する場合に限る。)

都市構造再編集集中支援事業

【令和7年度当初予算】 70,200百万円の内数

【事業概要】

持続可能で強靱な都市構造へ再編を図るため、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導や防災力強化等に対し支援。

- 対象施設：テレワーク拠点施設
(コワーキングスペース等)
ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。
- 整備手法：新增築・改修
- 交付対象：市町村又は協議会
- 交付率：1 / 2 (都市機能誘導区域内、地域生活拠点内)
4 5 % (居住誘導区域内等)

テレワーク人口実態調査

【令和7年度当初予算】 10百万円

【事業概要】

テレワークの普及促進を図るため、テレワーク人口やテレワーカーの地域性等を把握・公表。

【調査結果（抜粋）】

R5調査結果では、雇用型テレワーカー※の割合は全国24.8% テレワーカーの割合は、減少したもののハイブリッドワークが拡大。

※ 雇用型就業者のうち、
これまでテレワークをしたことがある人

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。
- 「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。

事業内容

- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がりの創出を目的にした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、地域への経済波及効果に注目しつつ、持続的に事業継続可能な先駆的モデル事例の創出に取り組む。
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『企業と地域の関係人口化』の促進に繋がるプログラムを『企業版第2のふるさとづくり』として、企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成を目指す。

人と地域の関係人口化

先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高さと事業の持続可能性を両立した新たな事業モデル等、これまでの第2のふるさとづくりプロジェクトでまだ組成できていない先駆的な事業モデルの創出を実施。

企業と地域の関係人口化

企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。



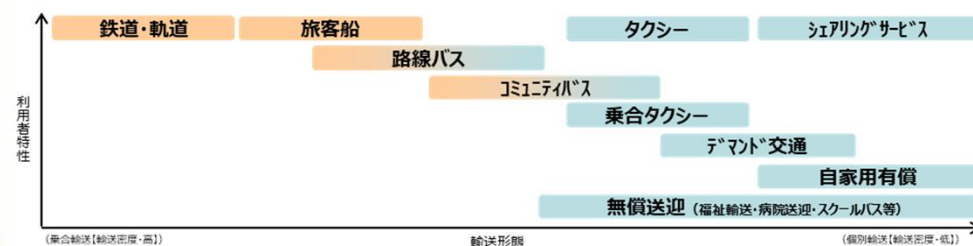
来訪者のニーズに沿った体験プログラムの提供
(先駆的事例創出モデル)



地域の生の課題に触れ、
地域と企業の強い結びつきを
構築するプログラムを造成
(企業版第2のふるさとづくりモデル)

「交通空白」の早期解消・持続可能な地域交通の実現に向け、地域のくらしと一体として捉え**地域の多様な関係者が連携**して行う「**共創型交通**」や「**交通空白**」の早期解消に向けた**地域の取組の立ち上げ支援**のほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する「**モビリティ支援人材の育成・確保**」や、複数の交通サービスをまとめ、その利用データの地域での利活用等に繋げる「**地域交通DXの推進**」を支援。

輸送モード類型



1. 「交通空白」解消緊急対策事業

- 「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援
- 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）等

2. 共創モデル実証運行事業

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業や共創を支える仕組みづくりを支援

補助率：	A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
	500万円以下は 定額 、500万円超部分は 2/3	補助率 2/3	補助率 1/3

3. 日本版MaaS推進・支援事業

- **複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして**、デジタルを活用して提供したうえで、**データの連携・利活用等**により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業に対する支援

補助率：	A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
	500万円以下は 定額 、500万円超部分は 2/3	補助率 2/3	補助率 1/2

4. モビリティ人材育成事業

※定額（上限3,000万円）

- 地域公共交通のリ・デザインを推進するため、**モビリティ人材**（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）の**育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対する支援**

二地域居住等関連施策一覧(他省庁関係)

主な 区分	施策名	施策内容等	予算額(百万円)			担当局
			R7当初	R6当初	R6補正	
情報 提供 等	移住・交流情報ガーデン	相談窓口「移住・交流情報ガーデン」において、地方自治体、関係省庁と連携し、居住・就労・生活等総合的な情報提供を実施。	99	93	—	総務省地域力創造グループ
	地方自治体が実施する二地域居住施策への特交措置	R7年度から二地域居住に係る特別交付税措置について新設。	—	—	—	総務省地域力創造グループ
テレ ワー ク	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。	200,000 の内数	—	100,000 の内数	内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局
	地方創生テレワーク推進事業	地方創生テレワークの普及啓発・機運醸成に向けた情報提供や表彰制度等を実施するとともに、テレワークを活用して地方の課題解決等を図る官民共創の取組の推進に注力すべく、企業と地方公共団体をコミュニティ化し、マッチングを促す取組を実施。	85	120	—	内閣府地方創生推進室
	地方創生移住支援事業	東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合等を対象として、移住支援金を支給。	200,000 の内数	100,000 の内数	—	内閣府地方創生推進事務局
	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業(農泊推進型)	地域における農泊実施体制の整備とともに、企業等からのワーケーションの受け入れに向けた環境整備を支援。	7,389 の内数	8,389 の内数	1,325 の内数	農林水産省農村振興局
住 まい	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)	農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿となる施設整備等を支援。農作物の収穫体験のための体験農園や滞在施設(滞在型市民農園(クラインガルデン))等の整備も支援。	7,389 の内数	8,389 の内数	—	農林水産省農村振興局
な り わ い	地域の人事部支援事業(経産省)	支援要件の一つとして市町村から指定された特定居住等支援法人が、地域の人事部として地域の人材確保・育成・定着を目指す取組であることを追加。	300	400	—	経済産業省経済産業政策局

移住・交流情報ガーデン（H27.3～）

R7当初予算額：1.0億円

- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供**や**相談**について**ワンストップ**で**対応する窓口**である「**移住・交流情報ガーデン**」を東京駅八重洲口に開設（平成27年3月28日開設）
- **関係省庁とも連携**し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料**で利用可能。

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140
令和5年度	7,834	5,247	166

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」



（移住フェアの様子）



（移住相談ブース）



【所在地】 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 【アクセス】 JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
 地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

二地域居住・関係人口 ～地域の担い手確保、新規ビジネス創出、消費拡大～

- 地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住（都市部と地方部の2つの拠点で仕事や生活をするライフスタイル）を促進する「二地域居住促進法」が成立（R6.5月）。
- **自治体の二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設**

主な措置内容
措置率 0.5
コーディネーター 専任の場合 500万円/人
兼任の場合 40万円/人

ステップ1

地域や生活情報に関する情報発信

★二地域居住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置

二地域居住相談窓口の設置、
情報発信に要する経費

二地域居住相談会、セミナー
等の開催に要する経費

ステップ2

きっかけづくりとなる取組の推進

★二地域居住の体験に要する
経費の財政措置

二地域居住体験に要する経
費

お試し居住施設・コワーキング
スペース等の整備に要する経費

ステップ3

生活環境の確保

★二地域居住者の生活環境の
確保に要する経費の財政措置

副業・兼業支援、住居支援
等の実施に要する経費

コーディネーターの設置、地域
住民との交流等に要する経費

<事例> 埼玉県横瀬町

官民連携プラットフォームを整備し、地域外の企業や個人を含めて、誰もがプロジェクトを応募でき、横瀬町をフィールドに、町役場と連携をしながら、新しいチャレンジを応援する仕組みを構築。



長野県富士見町

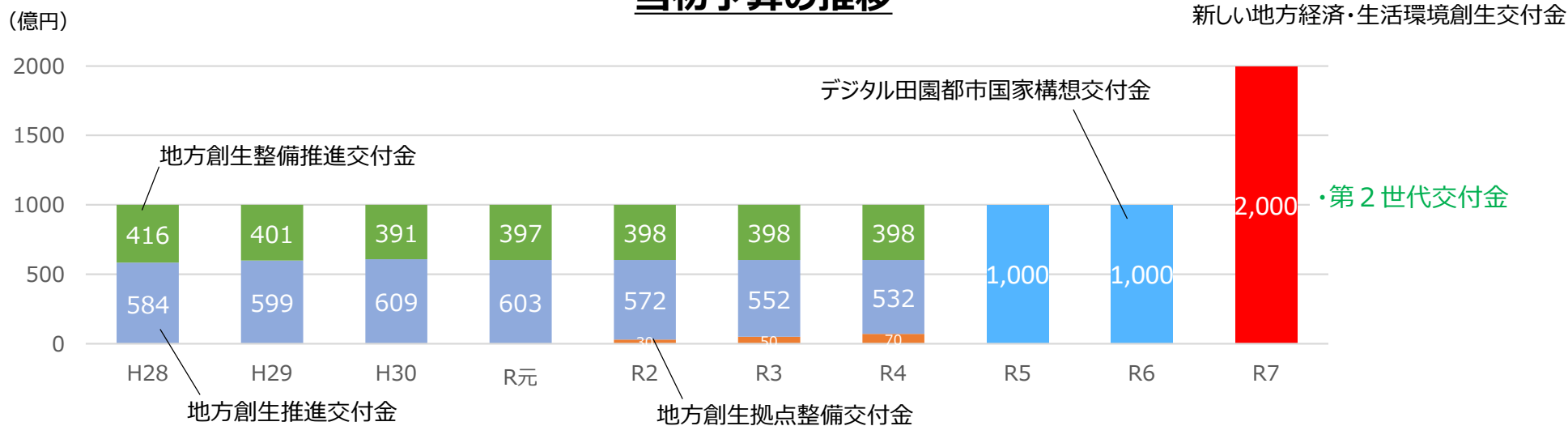
個室型オフィス、コワーキングスペース、会議室、食堂を備えた施設を整備。二地域居住者にとっての仕事場や交流の場、地域住民の方々にとっての相談スペースとなっている。



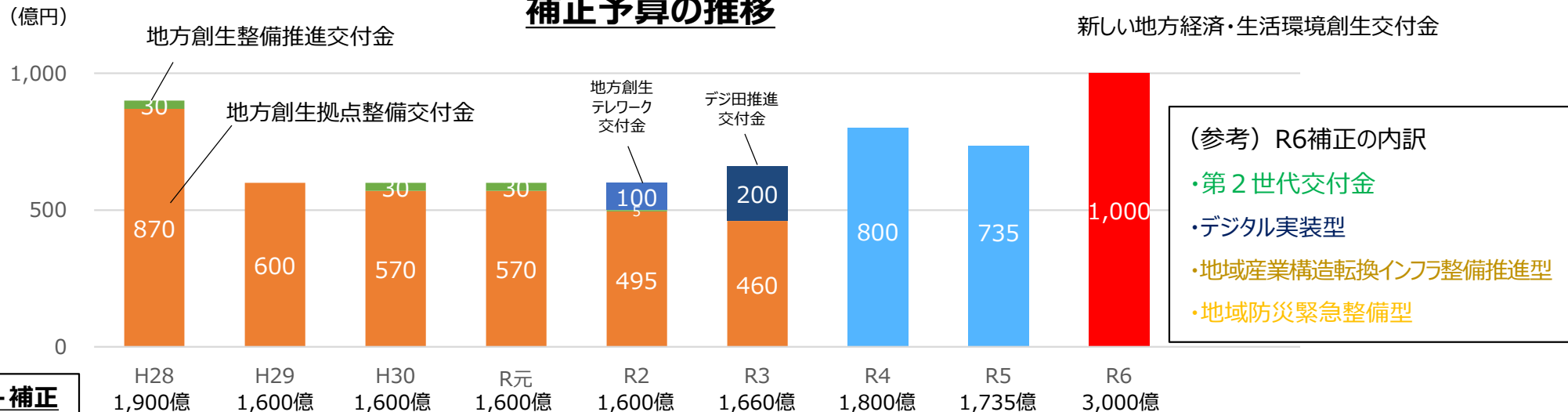
地方創生交付金の予算額推移

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



第2世代交付金の概要

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の**自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援**

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② **ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援**するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、**地域の多様な主体が参画する仕組みの構築**

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則 5 か年度以内 (最長 7 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

地方創生テレワーク推進事業概要

- 地方公共団体や企業等による地方創生テレワークの取組を一層推進するため、**普及啓発・機運醸成に向けた情報提供や、表彰制度等を実施。**
- 令和6年10月より、**テレワークを活用して地方の課題解決等を図る官民共創の取組の推進**に注力すべく、**取組意欲の高い企業と地方公共団体をコミュニティ化し、マッチングを促す**取組を実施。

(令和7年度当初予算額 0.9億円／令和6年度当初予算額 1.2億円)

情報提供

- 自治体や企業等を対象に、各省庁・自治体による関連施策、地域のサテライトオフィス情報等の、地方創生テレワークの推進に役立つ情報を提供するポータルサイトを運営。
- また、普及啓発に向けたオンラインセミナーも実施。



地方創生テレワークポータルサイトイメージ（抜粋）

表彰制度（地方創生テレワークアワード）

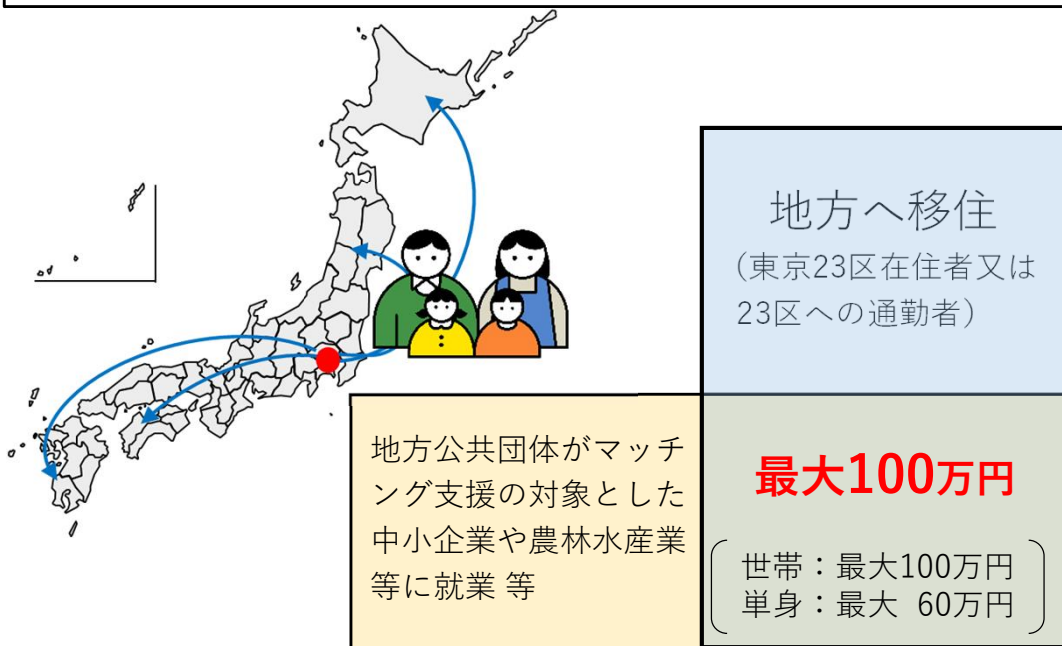
- 地方創生テレワークに関する優良事例の横展開のため、優れた取組を実施する企業・団体等と、当該企業・団体等と深く連携を行う自治体に対する表彰制度（地方創生テレワークアワード）を実施。
- 令和6年度においては、
 - ①「地域課題解決プロジェクト参画」
 - ②「離職防止、地方人材の採用・育成、ワーケーション推進」
 - ③「地方創生テレワーク促進支援」の3部門で地方創生担当大臣賞として計6件を表彰。

官民共創での地域課題解決を目指す自治体・企業コミュニティの運営（地テレ共創ハブ）

- 地方創生テレワークを活用して、**地域課題解決等に取り組む意欲の高い企業と、地域外の企業とも連携して官民共創に取り組む意欲の高い地方公共団体**を厳選してコミュニティ化し、**官民共創に向けたマッチング**を支援する。
- 具体的には、コミュニティメンバー向けの個別マッチング相談対応（官民共創支援組織の支援を含む）、マッチングイベント・セミナーの運営を行う。
- 地域での官民共創プロジェクトを通じて、**企業の事業拡大等と自治体の社会課題解決等の双方を実現しつつ**、地方のサテライトオフィス開設、社員の移住、関係人口の創出等の**地方への人の流れの創出**を図る。

地方創生移住支援事業

○地方へのUターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるK P I

■東京圏※¹から地方への移住者 年間10,000人 (2027年度)

※上記は本事業 (地方創生移住支援事業としてのK P I)

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川 (条件不利地域※²を除く)

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村 (政令指定都市を除く) 等

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏 (条件不利地域を除く) から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
 - ①**地域の中小企業※³や農林水産業等への就業**
 - ②地域課題の解決を目的とした起業※⁴
 - ③テレワークにより移住前の業務を継続※⁵等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業 （農泊推進型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

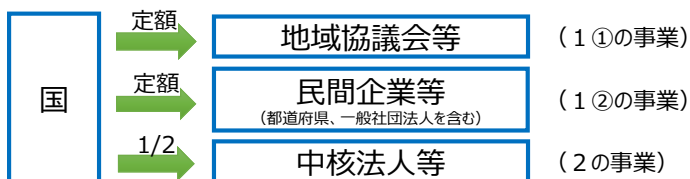
（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

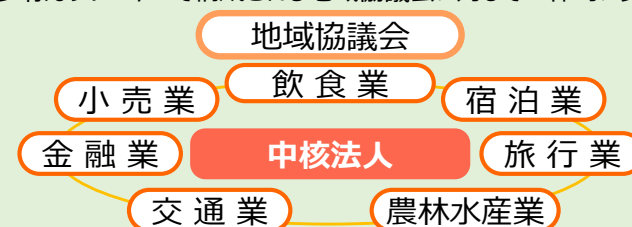
※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



宿泊施設予約システムの構築



専門家の派遣・指導



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

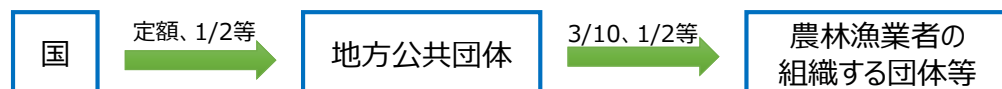
2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等



電力供給

EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

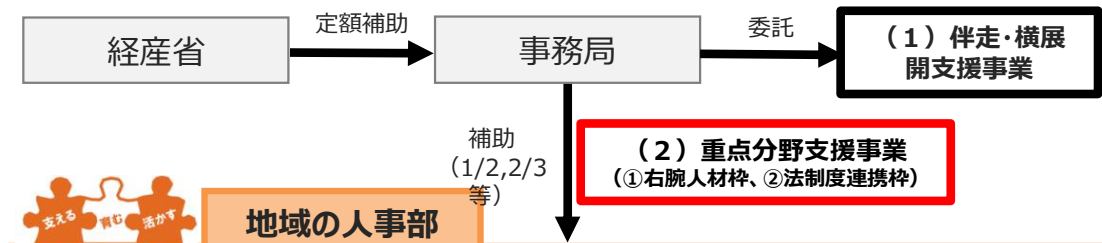
（1の事業） 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
（2の事業） 都市農村交流課 (03-6744-2497)18

令和7年度「地域の人事部支援事業」

令和7年度予算額：3.0億円

- 民間事業者等が地域の関係機関と連携し、地域一体で地域の中堅・中小企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援するため、令和7年度は以下を実施。
 - (1) 伴走・横展開支援事業（既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進）
 - (2) 重点分野支援事業（①地域企業の右腕人材・後継者育成、②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援）

<事業スキーム>



▼ (2) 重点分野支援事業

	右腕人材枠	法制度連携枠: ①地域未来投資促進法 ②小規模事業者支援法 ③二地域居住促進法
補助率	2/3	1/2 (※1/3) ※過去2年度採択されている事業者は、補助率を1/3とする
採択件数	約30件 (目安)	
補助上限	1,300万円	1,000万円

